

# 社会福祉法人三芳町社会福祉協議会理事会運営規程

平成29年4月1日

規程第119号

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

## (種類及び開催)

第2条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

## (招集)

第3条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、その請求した理事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

## (招集の手続)

第4条 理事会を招集するときは、理事会の開催の1週間前までに、各役員に対して招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

## (議長)

第5条 理事会に議長を置き、議長は開催の都度、出席した理事の互選で決めるものとする。

## (出席状況の報告)

第6条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事、監事の出席の状況を理事会に

報告しなければならない。

(定足数)

第7条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(監事の出席)

第8条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。ただし、正規の招集手続きを経た上で、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(関係者の出席)

第9条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(職員の出席)

第10条 本会の職員は、理事会の議事に関連する報告又は説明のため、理事会に出席することができる。

(議題の付議)

第11条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(議題事項についての報告・説明)

第12条 議長は、議題付議の宣告後、理事又は監事に対し、当該議題事項について報告又は説明をさせることができる。この場合、理事は、職員に報告又は説明をさせることができる。

2 理事等は、前条第2項により、一括して付議された議題又は議案については、一括して報告又は説明をすることができる。

(決議の省略)

第13条 会長が、理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、理事（当該事項について議決に加わるものができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(採決の方法)

第14条 議長は、議案に対して質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決を行うものとする。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決を行うことができる。

3 採決は、賛否を確認できるいかなる方法によっても行うことのできる。

4 理事は、自ら出席し議決権を行使するものとし、代理人又は書面による議決権の行使は無効とする。

5 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。

6 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(閉会)

第15条 議長は、すべての議事が終了したとき又は、日を改めて開催が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第16条 理事会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、会長及び出席した監事が記名押印をしなければならない。ただし、会長が欠席した理事会においては、出席した理事全員及び出席した監事が記名押印をしなければならない。

3 前項の議事録は、会議の日から10年間、本会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(委任の禁止)

第17条 理事会は次に掲げる事項を理事に委任することはできず、当該事項に係る会長及び常務理事の専決を認めない。

(1) 基本財産及び本会の事業の存続要件になり得る重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

(6) 役員等又は評議員がその任務を怠ったため、本会が損害を受けたときの損害賠償責任の免除

(事務局)

第18条 理事会の運営を円滑に行うために事務局をおく。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。